



国土交通省

鳥取大学工学部社会開発システム工学科
(平成13年度以降の入学生が対象)
卒業者に2級技術検定の受検資格を認める件

下記に掲げる者は、建設業法施行令第27条の5第2項第1号ホ、同項第2号ハ並びに同項第3号イ(3)及び同号ロ(3)の規定により、同項第1号イ又はロ、同項第2号イ、同項第3号イ(1)及び同号ロ(1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者と認める。

記

受検しようとする種目が施工技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)第2条の表の学科の欄において土木工学に関する学科である検定種目であって、次の表に掲げる者

受検しようとする種目		受検資格を認める者
建設機械施工		鳥取大学工学部社会開発システム工学科の課程を修め卒業した後、受検しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を有する者
土木施工管理及び建築施工管理(国土交通大臣が指定する種別)		鳥取大学工学部社会開発システム工学科の課程を修め卒業した後、受検しようとする種別に関し1年以上の実務経験を有する者
その他の種目及び種別	学科試験	鳥取大学工学部社会開発システム工学科の課程を修め卒業した者又は卒業見込みの者
	実地試験	鳥取大学工学部社会開発システム工学科の課程を修め卒業した後、受検しようとする種目(種別)に関し1年以上の実務経験を有する者

平成23年1月7日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

